2026年11月10日

各　　位

会 社 名　　株式会社　丸井グループ
代表者名　　代表取締役社長　青井 浩
（コード番号　8252、東証プライム市場）
問合せ先　　取締役 執行役員
経営企画部長　遠藤 真見
（TEL 03-3384-0101）

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　処分の概要

（１）払込期日	2026年11月30日
（２）処分株式の種類および数	普通株式　568,700株
（３）処分価額	１株につき2,852円
（４）処分価額の総額	1,621,932,400円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬ＢＩＰ信託口・75958口）　404,100株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ＥＳＯＰ信託口・75959口）　164,600株
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2.処分の目的および理由

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員、当社のグループ子会社等（以下「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。当社の取締役および執行役員と併せて、以下「対象取締役等」という。）ならびに当社グループ経営幹部社員（以下、対象取締役等と併せて「制度対象者」という。）に対して、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託および株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託と称される仕組みを用いた株

式報酬制度および株式交付制度（以下「本制度」という。）について、当社が掲げる「経営ビジョン＆戦略ストーリー2031」の対象となる事業年度のうち３事業年度（2027 年３月 31 日で終了する事業年度から 2029 年３月 31 日で終了する事業年度までの３事業年度。以下「対象期間」という。）を対象として本制度の内容を一部改定の上、継続することを決定しております。

これに伴い、本制度のために設定している信託（対象取締役等を対象に設定されている信託を「ＢＩＰ信託」、当社および当社のグループ子会社の幹部社員を対象に設定されている信託を「ＥＳＯＰ信託」といい、以下これらを総称して「各本信託」という。）に対する本自己株式処分を決議いたしました。

なお、各本信託の概要につきましては、本日付の適時開示「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続に伴う株式取得時期等の決定に関するお知らせ」および「グループ経営幹部社員に対するインセンティブ・プランの継続に伴う株式取得時期等の決定に関するお知らせ」ならびに 2026 年５月 15 日付の適時開示「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」および「グループ経営幹部社員に対するインセンティブ・プランの継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、各本信託の継続に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する各本信託に関する信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、各信託契約にかかる株式交付規程に基づき、信託期間中に制度対象者に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.31％（小数点第３位を四捨五入、2026 年９月 30 日現在の総議決権個数 1,736,628 個に対する割合 0.33％）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い制度対象者に交付されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

各信託契約の概要

(1)制度の名称	ＢＩＰ信託	ＥＳＯＰ信託
(2)信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(3)信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与	当社グループ経営幹部社員に対するインセンティブの付与
(4)委託者	当社	
(5)受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
(6)受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者	
(7)信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
(8)信託の期間	2016 年８月 29 日～2029 年８月末日（2026 年５月の信託契約の変更により信託の期間を 2029 年８月末日まで延長）	
(9)議決権行使	行使しない	受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2026 年 11 月 9 日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である 2,852 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから株式会社東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以　上